

徳島県消費者市民社会の構築に 関する条例

徳島県危機管理部長（安全安心担当）
徳島県議会議務局政策調査課長

小椋 昇明
岡島 敏子

徳島県は、「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」を制定した（条例第46号として、平成30年10月24日公布、同日施行）。

消費者、事業者、行政機関等の様々な主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指す条例で、人や社会・環境に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」に関する条例としては全国初。

1 条例制定に至った背景と経緯

「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「推進法」という。）が、消費者教育の総合的かつ一体的な推進を目的として、平成24年12月に施行されました。

推進法は、これまでの消費者基本法の基本理念を踏襲しつつ、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費生活に関与することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）」と定義することで、消費者教育の理念として、消費者市民社会の形成が明確に位置付けられま

した。

また、推進法に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成25年6月に閣議決定され、策定から5年が経過した平成30年には、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、消費者教育の推進に関する施策の実施の状況を踏まえ、検討を行い、平成30年度から5年間を対象とした基本方針が定められました。

さらに、国では持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、実施指針が決定されたという流れもあり、消費者や事業者など様々な主体が協働し社会的課題の解決に向けた行動を推し進めるといふ機運が高まっています。

このような流れを受け、本県におきましても消費者市民社会の実現を目指し、平成27年度から人権や社会、環境に配慮した思いやりのある消費行動であるエシカル消費を推進しています。

平成29年7月には、消費者庁の実証に基づいた政策の分析・研究をベースとした消費者行政の発展・創造の新拠点「消費者行政新未来創造オフィス」が徳島県庁に開設され、本県を実証フィールドとして、理論的・先駆的な調査・研究や全国展開を見据えたモデルプロジェクトなど、連携を図りながら新たな観点からの取組を展開しており、その一つとしてエシカル消費の普及にも取り組んでいます。

また、グローバル化や高度情報化、高齢化の急速な進展による消費者を取り巻く社会環境の変化や消費者行政の動きに対応するため、「徳島県消費者基本計画」及び「徳島県消費者教育推進計画」を改定し、消費者市民社会の形成を促すことや徳島モデルを全国に発信すること等を基本理念に掲げ、県の取組を拡充・強化するとともに、施策を総合的・体系的に推進しているところです。

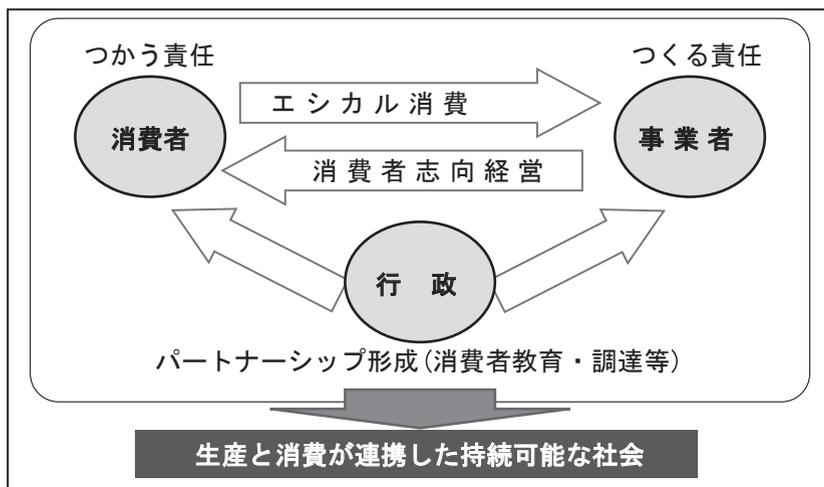
こうしたことを背景に、徳島県議会では、「県民や事業者、関係団体等、一人一人が倫理的消費行動を選択し、それぞれの役割を果たそうという意識を高めていく」消費者市民社会の形成を早急に推進することが重要であると考え、また、県の取組を後押しすべく、「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例(案)」の検討を進めることとなりました。

検討に当たっては、全ての会派の議員代表により構成された政策条例検討会議を、平成30年6月から計4回開催するとともに、同年7月にパブリックコメントを実施し、議員提案条例として同年9月定例会に提案、10月10日に全会一致で可決、同月24日に公布・施行しました。

2 条例内容・設計の解説

未来においても、夢や希望に満ちあふれた

消費者市民社会の構築のイメージ



活力ある徳島県として成長していくため、さらには地球規模での気候変動や世界平和、経済成長などの課題を解決するためには、人権、地産地消、環境等に配慮した商品やサービスを選択する消費行動が求められています。本条例は、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入

れるための環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等、様々な主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指すものです。

(1) 目的、理念

消費者市民社会の構築に関し、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与することを目的としました。

また、基本理念として

① 消費者市民社会の構築は、消費者一人一人の消費行動や事業者の事業活動が、将来にわたり内外の社会、経済及び環境に影響を及ぼし得ることが自覚され、公正かつ持続可能な社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

② 消費者市民社会の構築は、人権の尊重や地球環境の保全、その他社会問題の解決に配慮した消費行動や事業活動により実現されなければならない。

③ 消費者市民社会の構築は、県、消費者及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して推進されなければならない。

らない。

この3点を定めました。

(2) 県の責務

本県の責務としては、基本理念にのっとり、消費者市民社会の構築に関する施策を実施するとともに、市町村、消費者、事業者及び関係団体が実施する消費者市民社会の構築に関する取組を促進するため、消費者教育、情報の提供その他必要な支援を行うものとなりました。

また、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した調達の推進に努めるものとなりました。

徳島県では、新次元の消費者行政・消費者教育を全国に発信すべく、各種シンポジウムやフォーラム等、消費者市民社会の構築に向けた各種施策を実施しています。

(3) 消費者等の役割

消費者は、その消費行動が人、社会及び環境に与える影響を理解し、自主的かつ合理的に行動できるよう、自ら進んでエシカル消費に関して必要となる知識の修得、情報の収集等に努めるものとし、事業者も、自ら進んで消費者志向経営に関して必要となる知識の修

得及び情報の収集並びに当該知識及び情報の事業活動への反映に努めるものとなりました。

また、関係団体は、消費者市民社会の構築に関する取組を企画し、及び消費者の参画を得て積極的に推進するよう努めるものとした。

(4) 徳島県消費者市民社会推進期間

消費者のエシカル消費及び事業者の消費者志向経営の普及及び定着を図るため、5月の第2土曜日から15日間を徳島県消費者市民社会推進期間としました。

これは、毎年5月が消費者月間と定められていること、また、世界フェアトレード連盟に加盟する日本を始め世界70か国・約350団体のフェアトレード組織と生産者組織が、毎年5月第2土曜日を「世界フェアトレードデー」、5月を「世界フェアトレード月間」と定め、世界で一斉にフェアトレードをアピールしていることから、この期間に定めました。

3 エシカル消費の普及・定着に向けた取組

(1) エシカル消費の普及

まず、広く県民の皆さんに、エシカル消費を知り、理解していただく機会として、消費

者庁と連携したシンポジウム「エシカル・ラボ」やフォーラムなどを開催してまいりました。

中でも、平成29年2月に開催したフォーラム「エシカルde地方創生」において、消費者・事業者・障がい者・高校生それぞれの立場から、「私のエシカル宣言」を行い、最後に、会場の参加者全員で、「これからも、夢や希望に満ちあふれた活力ある地域として成長していくとともに、激変する世界の社会経済情勢や地球環境問題の解決にも思いをはせ、エシカルの理念に共鳴し、私たちは一歩先の地球の未来をより良いものとしていく」ことを誓う「とくしまエシカル宣言」を行いました。

その後、他県で開催されている「エシカル・ラボ」においても、エシカル宣言が取り入れられており、全国各地でエシカルの輪が広がっていくことを期待しています。

また、ショッピングセンターの売り場に並んだ商品に付けている、フェアトレードやRSPPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証などのマークを見て、エシカル消費を学ぶ「親子教室」、地域でエシカル消費を広めていただくリーダーを養成するため、県消費者大学校大学院に「エシカル消費コース」の講座を開設するなど、学習の機会を提供しています。

(2) エシカル消費を取り入れた学校教育

県教育委員会においては、未来の持続可能な社会づくりを担う若い人材を育成するため、公立高校において、エシカル消費を取り入れた教育を行っています。県下の高校のエシカル消費の取組を牽引するための実践研究を行うモデル校「エシカル消費リーダーングスクール」の指定や高校生に根付かせることを目的に「エシカルクラブ」の設置を進めており、本年度中に全ての公立高校にクラブを設置します。

また、特別支援学校においても、生徒の発達段階や障害の状態を踏まえながら、地域で暮らしていく教育として、お遍路さんの接待や地域でのリサイクル資材の回収など、「エシカルチャレンジ」に取り組んでいます。

(3) 多様な主体の参画

エシカル消費を着実に推進するプラットフォームとして、消費者団体、事業者、教育関係機関等様々な主体から成る「とくしまエシカル消費推進会議」を設置し、普及浸透に向けた企画運営や教育の推進、事業者の取組促進の支援などを進めています。

さらに、「とくしまエシカル宣言」の趣旨に賛同し、エシカルに対する思いや取組などを自主宣言する徳島県内の事業者や団体（以

下「団体」という。）を募集しています。本年6月末までに、37団体が自主宣言を行っています。自主宣言をした団体の中には、地域の商店と連携して、子育てと親の仕事の両立させるため、有償で子どもを預かるファミリーサポートセンターの利用料金を軽減させる寄附金付き商品の販売、スーパールの各店舗に資源ゴミ回収コーナーを設置し、運営する障がい者支援団体に売却益を全額譲渡することで、環境保全の促進と障がい者の自立に貢献するといった持続可能な社会の実現を進める取組が広がっています。

(4) 徳島から全国へと展開

こうした本県の取組を四国・中国・関西、そして全国へと展開させるため、「四国はひとつ・消費者市民社会創造フォーラム」のリーダー開催や広島市において開催した広島県との共催による「みんなで学ぶ！エシカル教室」、大阪市で関西広域連合や関西の経済界と連携した「消費者志向経営推進セミナー」、東京で消費者庁と連携した新未来創造プロジェクトの取組成果の報告と「SDGs」をテーマに持続可能な社会の実現を考える「新次元の消費者行政・消費者教育推進フォーラム」などを開催しました。

さらに、全国各地で熱心に取り組む自治体

や高校が徳島に集い、取組紹介やディスカッションする「エシカル消費自治体サミット」や「次世代エシカルフェス」を開催し、全国にエシカルの共感の輪を広げました。今年度は、この取組をレガシーとして、本年12月に、全国から高校生が徳島に集い、私たちが創る持続可能な社会をテーマに、エシカルな取組を発表・交流する、全国初の「エシカル甲子園2019」を開催し、全国への発信を強化してまいります。

プレ・エシカル甲子園（次世代エシカルフェス）



4 条例制定後の取組

条例の周知・理解を深めるため、平成30年11月12日には、消費者、事業者等約160名が参加した「条例制定記念講演会」を開催し、本条例制定の基調報告や事業者・団体のエシカル消費に関する取組を紹介するなど、広く県民への周知広報を行いました。

そして、条例制定後の初の推進期間である本年5月には、「ともに築こう豊かな消費社会〜誰一人取り残さない2019〜」をテーマに「消費者まつり」を開催し、県民の皆さんの条例への理解を図りました。

また、県内で発行された全てのタウン誌をジャックし、全8ページのエシカル消費に関する特集記事を掲載するとともに、ツイッター「とくしまエシカル消費推進プロジェクト」による、「私のエシカル宣言」を募集するなど、推進期間を通して集中的にエシカル消費の普及を行いました。

5 今後の予定

この取組の効果を測定するため、平成30年度、消費者庁が県民を対象にエシカル消費に関する消費者意識調査を実施しました。調査結果によると認知度は34・2%となっています。一方、平成28年度に全国の消費者を対象

にした同様調査では、10%にも満たない状況にありました。わずか2年ではありますが、適切な消費者教育や情報提供、継続的にイベント等の施策を実施すれば、認知度を向上させられると確信を得ました。

当面の目標として、2人に1人は条例を理解しているといった水準まで認知度を高める施策を推進してまいります。そして、エシカル消費を生活に取り入れていただくことで、誰一人取り残さない、持続可能な社会へとつなげてまいります。

